

## 市営駐輪・駐車場運営管理主体の変更に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。  
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 令和4年3月22日(火)～4月20日(水)

2. 意見の数 3件

3. 意見提出人数 2人(メール1人、持参1人)

4. 意見内容の概要

| 区分                       | 件数 |
|--------------------------|----|
| 運営管理主体の変更には賛成だが、運用に要望あり。 | 3件 |
| 運営管理主体の変更に対して反対。         | 0件 |
| 合計                       | 3件 |

5. 市の対応区分

| 記号 | 対応区分                              | 件数 |
|----|-----------------------------------|----|
| ○  | 意見を反映し、素案を修正するもの                  | 0件 |
| □  | 意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの         | 2件 |
| ■  | 意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの      | 1件 |
| ▲  | ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの       | 0件 |
| ◆  | 今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの | 0件 |
|    | 合計                                | 3件 |

6. 意見の内容と市の対応

| 意見概要              | 整理番号 | 意見内容   | 採否                       | 意見数 | 採否の理由  |
|-------------------|------|--|--------------------------|-----|--|
| 民営化には賛成だが、運用に要望あり | 1    | 逗子駅西駐輪場に自転車を平置きできる場所が欲しい。  | <input type="checkbox"/> | 1件  | 逗子駅西駐輪場及び清水橋南駐輪・駐車場では引き続き平置きできるスペースを確保する考えです。  |
|                   | 2    | 定期利用の駐輪契約が9月30日までは市、10月1日以降は事業者に変わるということで、継続して利用したい場合の定期の更新について混乱を招くのではないか。  | <input type="checkbox"/> | 1件  | 定期更新の猶予期間を設け、清水橋南駐輪・駐車場と逗子駅西駐輪場において、手続きを行っていただく予定です。<br>なお、逗子駅東駐輪場については現在の定期利用者に対し、事前に手続きができるよう10月以降の契約申込書を郵送する予定です。   |
|                   | 3    | 令和4年度の逗子市一般会計予算を見ると、歳入歳出ともに本件運営管理主体の変更が反映されていないが、本件は相当以前から検討されていたと思われるため、補正予算で対応するのはおかしい。<br>本パブコメ及び市議会での議論を踏まえ、令和5年度当初予算で手当てをするのが相当ではないか。 | ■                        | 1件  | 運営管理主体の変更による市の新たな財政負担はなく、補正予算での予算措置はいたしません。<br><br>できるだけ早期に“市の財政負担を減らし、より利用しやすい施設とする”ため、令和5年度当初ではなく、令和4年の市議会第2回定例会で「逗子市営駐車場条例」の改正・廃止についてご審議いただいたうえで、令和4年度の途中での変更実施が最善であると判断したものです。 |
| 合計                |      |  |                          | 3件  |  |